

2. 伯耆町区長協議会規約の一部改正について

伯耆町区長協議会規約の一部を次のように改正します。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対する同表の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えます。

改正後	改正前
<p>(会費) <u>第7条 協議会に属する自治会は、会費として伯耆町地域自治活動交付金の1%を、毎年納入しなければならない。ただし、1円未満が発生する場合は切り捨てとする。</u></p> <p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、伯耆町役場内に設置する事務局において処理する。</p> <p>(その他) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>(庶務) <u>第7条 協議会の庶務は、伯耆町役場内に設置する事務局において処理する。</u></p> <p>(その他) <u>第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。</u></p>

附 則

この規約は、平成24年4月 日から施行します。